

空間放射線量測定結果について(4月分)

1. 測定場所	処分場境界線の東、西、南、北及び敷地境界内で処分場から離れた場所 (バックグラウンド)
2. 測定方法	週に1回、各測定場所において、60秒測定×5回の平均値をもって、測定結果とする。
3. 測定器	ラディ 1000 (ホリバ製)
4. 基準値	測定高さ 地上1mで、0.23 マイクロシーベルト毎時 (さいたま市 放射線量の高い箇所への対応方針 より)

● 環境広場

測定高さ 地上1m、単位: マイクロシーベルト毎時

測定年月日	東側	西側	南側	北側	バックグラウンド
令和3年4月2日	0.08	0.06	0.06	0.07	0.05
令和3年4月9日	0.07	0.06	0.05	0.07	0.05
令和3年4月16日	0.07	0.06	0.06	0.06	0.05
令和3年4月23日	0.07	0.06	0.05	0.06	0.05
令和3年4月30日	0.07	0.06	0.05	0.06	0.05

● うらわ フェニックス

測定高さ 地上1m、単位: マイクロシーベルト毎時

測定年月日	東側	西側	南側	北側	バックグラウンド
令和3年4月8日	0.05	0.07	0.05	0.05	0.04
令和3年4月14日	0.05	0.07	0.06	0.06	0.05
令和3年4月21日	0.05	0.07	0.06	0.05	0.04
令和3年4月28日	0.05	0.07	0.06	0.05	0.04

放流水の放射性物質測定結果について(4月分)

1. 測定対象	処分場に雨水が浸透して溜まる汚水(浸出水)を水処理施設で浄化し、川に放流する水(放流水)に含まれる放射性物質
2. 測定方法	月に1回、専門業者による分析測定(検出下限値10ベクレル毎リットルにて分析)
3. 基準値*	セシウム134:60ベクレル毎リットル、セシウム137:90ベクレル毎リットル (環境省 放射能濃度等測定方法ガイドライン第2版 公共の水域の濃度限度 より)

※ 放射性物質汚染対処特別措置法では、特定産業廃棄物や特定一般廃棄物を処分する最終処分場に対する維持管理基準として、周辺の公共用水域における3か月間の放射性物質の平均濃度に基準値を定めており、最終処分場の放流水や浸出水に対しては直接の基準値は設定されていません。

その管理基準は、周辺の公共用水域における放射性物質の3か月間の平均濃度について、下記の式により算出した値が1を超えないよう、放流水の濃度を監視するよう定められています。

$$\frac{\text{セシウム134の濃度 (Bq/L)}}{60 \text{ (Bq/L)}} + \frac{\text{セシウム137の濃度 (Bq/L)}}{90 \text{ (Bq/L)}} \leq 1$$

● 環境広場

単位:ベクレル毎リットル

測定年月日	測定物	セシウム134	セシウム137
令和3年4月28日	放流水	不検出	不検出

直近3か月	Cs134(Bq/L)	Cs137(Bq/L)	
令和4年2月9日	不検出	不検出	10 / 60 + 10 / 90 ≒ 0.28
令和4年3月9日	不検出	不検出	10 / 60 + 10 / 90 ≒ 0.28
令和3年4月28日	不検出	不検出	10 / 60 + 10 / 90 ≒ 0.28

平均濃度 = (0.28 + 0.28 + 0.28) ÷ 3 = 0.28 ≤ 1 管理基準値以下

※ 処分場内において、放射性物質を吸着させる土壌層の敷きこみ厚を計80cmとし(国のガイドラインでは50cm以上)、放射性物質濃度の低減に努めます。

● うらわ フェニックス

単位:ベクレル毎リットル

測定年月日	測定物	セシウム134	セシウム137
令和3年4月27日	放流水	不検出	不検出

周縁地下水の放射性物質測定結果について(4月分)

1. 測定対象	処分場の外に設けた、観測井戸の地下水(周縁地下水)に含まれる放射性物質
2. 測定方法	月に1回、専門業者による分析測定(検出下限値1~2ベクレル毎リットルにて分析)
3. 基準値	放射性セシウムの値が異常値でないこと (環境省 放射能濃度等測定方法ガイドライン第2版 より)

● 環境広場

単位:ベクレル毎リットル

測定年月日	測定物	セシウム134	セシウム137
令和3年4月21日	上流側周縁地下水	不検出	不検出
令和3年4月21日	下流側周縁地下水	不検出	不検出

● うらわ フェニックス

単位:ベクレル毎リットル

測定年月日	測定物	セシウム134	セシウム137
令和3年4月20日	上流側周縁地下水	不検出	不検出
令和3年4月20日	下流側周縁地下水	不検出	不検出

空間放射線量測定結果について(5月分)

1. 測定場所	処分場境界線の東、西、南、北及び敷地境界内で処分場から離れた場所 (バックグラウンド)
2. 測定方法	週に1回、各測定場所において、60秒測定×5回の平均値をもって、測定結果とする。
3. 測定器	ラディ 1000 (ホリバ製)
4. 基準値	測定高さ 地上1mで、0.23 マイクロシーベルト毎時 (さいたま市 放射線量の高い箇所への対応方針 より)

● 環境広場

測定高さ 地上1m、単位: マイクロシーベルト毎時

測定年月日	東側	西側	南側	北側	バックグラウンド
令和3年5月7日	0.07	0.06	0.05	0.07	0.05
令和3年5月14日	0.07	0.06	0.05	0.06	0.05
令和3年5月21日	0.07	0.06	0.06	0.06	0.06
令和3年5月28日	0.07	0.06	0.05	0.07	0.05

● うらわ フェニックス

測定高さ 地上1m、単位: マイクロシーベルト毎時

測定年月日	東側	西側	南側	北側	バックグラウンド
令和3年5月5日	0.05	0.07	0.05	0.05	0.05
令和3年5月12日	0.04	0.06	0.05	0.05	0.04
令和3年5月19日	0.05	0.06	0.05	0.06	0.05
令和3年5月26日	0.05	0.07	0.05	0.05	0.04

放流水の放射性物質測定結果について(5月分)

1. 測定対象	処分場に雨水が浸透して溜まる汚水(浸出水)を水処理施設で浄化し、川に放流する水(放流水)に含まれる放射性物質
2. 測定方法	月に1回、専門業者による分析測定(検出下限値10ベクレル毎リットルにて分析)
3. 基準値*	セシウム134:60ベクレル毎リットル、セシウム137:90ベクレル毎リットル (環境省 放射能濃度等測定方法ガイドライン第2版 公共の水域の濃度限度 より)

※ 放射性物質汚染対処特別措置法では、特定産業廃棄物や特定一般廃棄物を処分する最終処分場に対する維持管理基準として、周辺の公共用水域における3か月間の放射性物質の平均濃度に基準値を定めており、最終処分場の放流水や浸出水に対しては直接の基準値は設定されていません。

その管理基準は、周辺の公共用水域における放射性物質の3か月間の平均濃度について、下記の式により算出した値が1を超えないよう、放流水の濃度を監視するよう定められています。

$$\frac{\text{セシウム134の濃度 (Bq/L)}}{60 \text{ (Bq/L)}} + \frac{\text{セシウム137の濃度 (Bq/L)}}{90 \text{ (Bq/L)}} \leq 1$$

● 環境広場

単位:ベクレル毎リットル

測定年月日	測定物	セシウム134	セシウム137
令和3年5月19日	放流水	不検出	不検出

直近3か月	Cs134(Bq/L)	Cs137(Bq/L)	
令和4年3月9日	不検出	不検出	10 / 60 + 10 / 90 ≒ 0.28
令和3年4月28日	不検出	不検出	10 / 60 + 10 / 90 ≒ 0.28
令和3年5月19日	不検出	不検出	10 / 60 + 10 / 90 ≒ 0.28

平均濃度 = (0.28 + 0.28 + 0.28) ÷ 3 = 0.28 ≤ 1 管理基準値以下

※ 処分場内において、放射性物質を吸着させる土壌層の敷きこみ厚を計80cmとし(国のガイドラインでは50cm以上)、放射性物質濃度の低減に努めます。

● うらわ フェニックス

単位:ベクレル毎リットル

測定年月日	測定物	セシウム134	セシウム137
令和3年5月25日	放流水	不検出	不検出

周縁地下水の放射性物質測定結果について(5月分)

1. 測定対象	処分場の外に設けた、観測井戸の地下水(周縁地下水)に含まれる放射性物質
2. 測定方法	月に1回、専門業者による分析測定(検出下限値1~2ベクレル毎リットルにて分析)
3. 基準値	放射性セシウムの値が異常値でないこと (環境省 放射能濃度等測定方法ガイドライン第2版 より)

● 環境広場

単位:ベクレル毎リットル

測定年月日	測定物	セシウム134	セシウム137
令和3年5月12日	上流側周縁地下水	不検出	不検出
令和3年5月12日	下流側周縁地下水	不検出	不検出

● うらわ フェニックス

単位:ベクレル毎リットル

測定年月日	測定物	セシウム134	セシウム137
令和3年5月18日	上流側周縁地下水	不検出	不検出
令和3年5月18日	下流側周縁地下水	不検出	不検出

空間放射線量測定結果について(6月分)

1. 測定場所	処分場境界線の東、西、南、北及び敷地境界内で処分場から離れた場所 (バックグラウンド)
2. 測定方法	週に1回、各測定場所において、60秒測定×5回の平均値をもって、測定結果とする。
3. 測定器	ラディ 1000 (ホリバ製)
4. 基準値	測定高さ 地上1mで、0.23 マイクロシーベルト毎時 (さいたま市 放射線量の高い箇所への対応方針 より)

● 環境広場

測定高さ 地上1m、単位: マイクロシーベルト毎時

測定年月日	東側	西側	南側	北側	バックグラウンド
令和3年6月4日	0.08	0.07	0.06	0.07	0.06
令和3年6月11日	0.07	0.07	0.06	0.07	0.05
令和3年6月18日	0.07	0.06	0.06	0.06	0.05
令和3年6月24日	0.07	0.06	0.06	0.06	0.05

● うらわ フェニックス

測定高さ 地上1m、単位: マイクロシーベルト毎時

測定年月日	東側	西側	南側	北側	バックグラウンド
令和3年6月2日	0.04	0.06	0.05	0.05	0.04
令和3年6月9日	0.05	0.07	0.05	0.05	0.04
令和3年6月16日	0.05	0.06	0.05	0.05	0.04
令和3年6月23日	0.05	0.07	0.05	0.06	0.04

放流水の放射性物質測定結果について(6月分)

1. 測定対象	処分場に雨水が浸透して溜まる汚水(浸出水)を水処理施設で浄化し、川に放流する水(放流水)に含まれる放射性物質
2. 測定方法	月に1回、専門業者による分析測定(検出下限値10ベクレル毎リットルにて分析)
3. 基準値*	セシウム134:60ベクレル毎リットル、セシウム137:90ベクレル毎リットル (環境省 放射能濃度等測定方法ガイドライン第2版 公共の水域の濃度限度 より)

※ 放射性物質汚染対処特別措置法では、特定産業廃棄物や特定一般廃棄物を処分する最終処分場に対する維持管理基準として、周辺の公共用水域における3か月間の放射性物質の平均濃度に基準値を定めており、最終処分場の放流水や浸出水に対しては直接の基準値は設定されていません。

その管理基準は、周辺の公共用水域における放射性物質の3か月間の平均濃度について、下記の式により算出した値が1を超えないよう、放流水の濃度を監視するよう定められています。

$$\frac{\text{セシウム134の濃度 (Bq/L)}}{60 \text{ (Bq/L)}} + \frac{\text{セシウム137の濃度 (Bq/L)}}{90 \text{ (Bq/L)}} \leq 1$$

● 環境広場

単位:ベクレル毎リットル

測定年月日	測定物	セシウム134	セシウム137
令和3年6月16日	放流水	不検出	不検出

直近3か月	Cs134(Bq/L)	Cs137(Bq/L)	
令和3年4月28日	不検出	不検出	10 / 60 + 10 / 90 ≒ 0.28
令和3年5月19日	不検出	不検出	10 / 60 + 10 / 90 ≒ 0.28
令和3年6月16日	不検出	不検出	10 / 60 + 10 / 90 ≒ 0.28
平均濃度 = (0.28 + 0.28 + 0.28) ÷ 3 = 0.28 ≤ 1			管理基準値以下

※ 処分場内において、放射性物質を吸着させる土壌層の敷きこみ厚を計80cmとし(国のガイドラインでは50cm以上)、放射性物質濃度の低減に努めます。

● うらわ フェニックス

単位:ベクレル毎リットル

測定年月日	測定物	セシウム134	セシウム137
令和3年6月15日	放流水	不検出	不検出

周縁地下水の放射性物質測定結果について(6月分)

1. 測定対象	処分場の外に設けた、観測井戸の地下水(周縁地下水)に含まれる放射性物質
2. 測定方法	月に1回、専門業者による分析測定(検出下限値1~2ベクレル毎リットルにて分析)
3. 基準値	放射性セシウムの値が異常値でないこと (環境省 放射能濃度等測定方法ガイドライン第2版 より)

● 環境広場

単位:ベクレル毎リットル

測定年月日	測定物	セシウム134	セシウム137
令和3年6月9日	上流側周縁地下水	不検出	不検出
令和3年6月9日	下流側周縁地下水	不検出	不検出

● うらわ フェニックス

単位:ベクレル毎リットル

測定年月日	測定物	セシウム134	セシウム137
令和3年6月8日	上流側周縁地下水	不検出	不検出
令和3年6月8日	下流側周縁地下水	不検出	不検出

空間放射線量測定結果について(7月分)

1. 測定場所	処分場境界線の東、西、南、北及び敷地境界内で処分場から離れた場所 (バックグラウンド)
2. 測定方法	週に1回、各測定場所において、60秒測定×5回の平均値をもって、測定結果とする。
3. 測定器	ラディ 1000 (ホリバ製)
4. 基準値	測定高さ 地上1mで、0.23 マイクロシーベルト毎時 (さいたま市 放射線量の高い箇所への対応方針 より)

● 環境広場

測定高さ 地上1m、単位: マイクロシーベルト毎時

測定年月日	東側	西側	南側	北側	バックグラウンド
令和3年7月2日	0.08	0.07	0.06	0.07	0.05
令和3年7月9日	0.08	0.06	0.05	0.07	0.06
令和3年7月16日	0.07	0.06	0.05	0.06	0.05
令和3年7月20日	0.07	0.06	0.05	0.06	0.05
令和3年7月26日	0.07	0.06	0.05	0.06	0.05

● うらわ フェニックス

測定高さ 地上1m、単位: マイクロシーベルト毎時

測定年月日	東側	西側	南側	北側	バックグラウンド
令和3年7月7日	0.05	0.06	0.05	0.05	0.04
令和3年7月14日	0.05	0.07	0.05	0.05	0.05
令和3年7月22日	0.05	0.06	0.05	0.05	0.04
令和3年7月28日	0.05	0.06	0.05	0.05	0.04

放流水の放射性物質測定結果について(7月分)

1. 測定対象	処分場に雨水が浸透して溜まる汚水(浸出水)を水処理施設で浄化し、川に放流する水(放流水)に含まれる放射性物質
2. 測定方法	月に1回、専門業者による分析測定(検出下限値10ベクレル毎リットルにて分析)
3. 基準値*	セシウム134:60ベクレル毎リットル、セシウム137:90ベクレル毎リットル (環境省 放射能濃度等測定方法ガイドライン第2版 公共の水域の濃度限度 より)

※ 放射性物質汚染対処特別措置法では、特定産業廃棄物や特定一般廃棄物を処分する最終処分場に対する維持管理基準として、周辺の公共用水域における3か月間の放射性物質の平均濃度に基準値を定めており、最終処分場の放流水や浸出水に対しては直接の基準値は設定されていません。

その管理基準は、周辺の公共用水域における放射性物質の3か月間の平均濃度について、下記の式により算出した値が1を超えないよう、放流水の濃度を監視するよう定められています。

$$\frac{\text{セシウム134の濃度 (Bq/L)}}{60 \text{ (Bq/L)}} + \frac{\text{セシウム137の濃度 (Bq/L)}}{90 \text{ (Bq/L)}} \leq 1$$

● 環境広場

単位:ベクレル毎リットル

測定年月日	測定物	セシウム134	セシウム137
令和3年7月21日	放流水	不検出	不検出

直近3か月	Cs134(Bq/L)	Cs137(Bq/L)	
令和3年5月19日	不検出	不検出	10 / 60 + 10 / 90 ≒ 0.28
令和3年6月16日	不検出	不検出	10 / 60 + 10 / 90 ≒ 0.28
令和3年7月21日	不検出	不検出	10 / 60 + 10 / 90 ≒ 0.28

平均濃度 = (0.28 + 0.28 + 0.28) ÷ 3 = 0.28 ≤ 1 管理基準値以下

※ 処分場内において、放射性物質を吸着させる土壌層の敷きこみ厚を計80cmとし(国のガイドラインでは50cm以上)、放射性物質濃度の低減に努めます。

● うらわ フェニックス

単位:ベクレル毎リットル

測定年月日	測定物	セシウム134	セシウム137
令和3年7月20日	放流水	不検出	不検出

周縁地下水の放射性物質測定結果について(7月分)

1. 測定対象	処分場の外に設けた、観測井戸の地下水(周縁地下水)に含まれる放射性物質
2. 測定方法	月に1回、専門業者による分析測定(検出下限値1~2ベクレル毎リットルにて分析)
3. 基準値	放射性セシウムの値が異常値でないこと (環境省 放射能濃度等測定方法ガイドライン第2版 より)

● 環境広場

単位:ベクレル毎リットル

測定年月日	測定物	セシウム134	セシウム137
令和3年7月14日	上流側周縁地下水	不検出	不検出
令和3年7月14日	下流側周縁地下水	不検出	不検出

● うらわ フェニックス

単位:ベクレル毎リットル

測定年月日	測定物	セシウム134	セシウム137
令和3年7月13日	上流側周縁地下水	不検出	不検出
令和3年7月13日	下流側周縁地下水	不検出	不検出

空間放射線量測定結果について(8月分)

1. 測定場所	処分場境界線の東、西、南、北及び敷地境界内で処分場から離れた場所 (バックグラウンド)
2. 測定方法	週に1回、各測定場所において、60秒測定×5回の平均値をもって、測定結果とする。
3. 測定器	ラディ 1000 (ホリバ製)
4. 基準値	測定高さ 地上1mで、0.23 マイクロシーベルト毎時 (さいたま市 放射線量の高い箇所への対応方針 より)

● 環境広場

測定高さ 地上1m、単位: マイクロシーベルト毎時

測定年月日	東側	西側	南側	北側	バックグラウンド
令和3年8月6日	0.07	0.06	0.06	0.06	0.05
令和3年8月13日	0.07	0.06	0.05	0.06	0.05
令和3年8月20日	0.08	0.06	0.05	0.06	0.05
令和3年8月27日	0.07	0.06	0.05	0.07	0.05

● うらわ フェニックス

測定高さ 地上1m、単位: マイクロシーベルト毎時

測定年月日	東側	西側	南側	北側	バックグラウンド
令和3年8月4日	0.05	0.06	0.05	0.05	0.04
令和3年8月11日	0.05	0.06	0.05	0.05	0.05
令和3年8月18日	0.04	0.06	0.05	0.05	0.04
令和3年8月25日	0.05	0.07	0.05	0.06	0.04

放流水の放射性物質測定結果について(8月分)

1. 測定対象	処分場に雨水が浸透して溜まる汚水(浸出水)を水処理施設で浄化し、川に放流する水(放流水)に含まれる放射性物質
2. 測定方法	月に1回、専門業者による分析測定(検出下限値10ベクレル毎リットルにて分析)
3. 基準値*	セシウム134:60ベクレル毎リットル、セシウム137:90ベクレル毎リットル (環境省 放射能濃度等測定方法ガイドライン第2版 公共の水域の濃度限度 より)

※ 放射性物質汚染対処特別措置法では、特定産業廃棄物や特定一般廃棄物を処分する最終処分場に対する維持管理基準として、周辺の公共用水域における3か月間の放射性物質の平均濃度に基準値を定めており、最終処分場の放流水や浸出水に対しては直接の基準値は設定されていません。

その管理基準は、周辺の公共用水域における放射性物質の3か月間の平均濃度について、下記の式により算出した値が1を超えないよう、放流水の濃度を監視するよう定められています。

$$\frac{\text{セシウム134の濃度 (Bq/L)}}{60 \text{ (Bq/L)}} + \frac{\text{セシウム137の濃度 (Bq/L)}}{90 \text{ (Bq/L)}} \leq 1$$

● 環境広場

単位:ベクレル毎リットル

測定年月日	測定物	セシウム134	セシウム137
令和3年8月18日	放流水	不検出	不検出

直近3か月	Cs134(Bq/L)	Cs137(Bq/L)	
令和3年6月16日	不検出	不検出	10 / 60 + 10 / 90 ≒ 0.28
令和3年7月21日	不検出	不検出	10 / 60 + 10 / 90 ≒ 0.28
令和3年8月18日	不検出	不検出	10 / 60 + 10 / 90 ≒ 0.28

平均濃度 = (0.28 + 0.28 + 0.28) ÷ 3 = 0.28 ≤ 1 管理基準値以下

※ 処分場内において、放射性物質を吸着させる土壌層の敷きこみ厚を計80cmとし(国のガイドラインでは50cm以上)、放射性物質濃度の低減に努めます。

● うらわ フェニックス

単位:ベクレル毎リットル

測定年月日	測定物	セシウム134	セシウム137
令和3年8月25日	放流水	不検出	不検出

周縁地下水の放射性物質測定結果について(8月分)

1. 測定対象	処分場の外に設けた、観測井戸の地下水(周縁地下水)に含まれる放射性物質
2. 測定方法	月に1回、専門業者による分析測定(検出下限値1~2ベクレル毎リットルにて分析)
3. 基準値	放射性セシウムの値が異常値でないこと (環境省 放射能濃度等測定方法ガイドライン第2版 より)

● 環境広場

単位:ベクレル毎リットル

測定年月日	測定物	セシウム134	セシウム137
令和3年8月11日	上流側周縁地下水	不検出	不検出
令和3年8月11日	下流側周縁地下水	不検出	不検出

● うらわ フェニックス

単位:ベクレル毎リットル

測定年月日	測定物	セシウム134	セシウム137
令和3年8月24日	上流側周縁地下水	不検出	不検出
令和3年8月24日	下流側周縁地下水	不検出	不検出

空間放射線量測定結果について(9月分)

1. 測定場所	処分場境界線の東、西、南、北及び敷地境界内で処分場から離れた場所 (バックグラウンド)
2. 測定方法	週に1回、各測定場所において、60秒測定×5回の平均値をもって、測定結果とする。
3. 測定器	ラディ 1000 (ホリバ製)
4. 基準値	測定高さ 地上1mで、0.23 マイクロシーベルト毎時 (さいたま市 放射線量の高い箇所への対応方針 より)

● 環境広場

測定高さ 地上1m、単位: マイクロシーベルト毎時

測定年月日	東側	西側	南側	北側	バックグラウンド
令和2年9月4日	0.07	0.06	0.05	0.06	0.05
令和2年9月11日	0.07	0.06	0.06	0.06	0.05
令和2年9月18日	0.07	0.06	0.05	0.06	0.07
令和2年9月25日	0.07	0.06	0.06	0.07	0.07

● うらわ フェニックス

測定高さ 地上1m、単位: マイクロシーベルト毎時

測定年月日	東側	西側	南側	北側	バックグラウンド
令和3年9月1日	0.05	0.07	0.05	0.05	0.05
令和3年9月8日	0.05	0.06	0.05	0.05	0.05
令和3年9月15日	0.05	0.07	0.05	0.06	0.04
令和3年9月22日	0.05	0.07	0.05	0.05	0.04
令和3年9月28日	0.05	0.06	0.05	0.05	0.05

放流水の放射性物質測定結果について(9月分)

1. 測定対象	処分場に雨水が浸透して溜まる汚水(浸出水)を水処理施設で浄化し、川に放流する水(放流水)に含まれる放射性物質
2. 測定方法	月に1回、専門業者による分析測定(検出下限値10ベクレル毎リットルにて分析)
3. 基準値*	セシウム134:60ベクレル毎リットル、セシウム137:90ベクレル毎リットル (環境省 放射能濃度等測定方法ガイドライン第2版 公共の水域の濃度限度 より)

※ 放射性物質汚染対処特別措置法では、特定産業廃棄物や特定一般廃棄物を処分する最終処分場に対する維持管理基準として、周辺の公共用水域における3か月間の放射性物質の平均濃度に基準値を定めており、最終処分場の放流水や浸出水に対しては直接の基準値は設定されていません。

その管理基準は、周辺の公共用水域における放射性物質の3か月間の平均濃度について、下記の式により算出した値が1を超えないよう、放流水の濃度を監視するよう定められています。

$$\frac{\text{セシウム134の濃度 (Bq/L)}}{60 \text{ (Bq/L)}} + \frac{\text{セシウム137の濃度 (Bq/L)}}{90 \text{ (Bq/L)}} \leq 1$$

● 環境広場

単位:ベクレル毎リットル

測定年月日	測定物	セシウム134	セシウム137
令和3年9月15日	放流水	不検出	不検出

直近3か月	Cs134(Bq/L)	Cs137(Bq/L)	
令和3年7月21日	不検出	不検出	10 / 60 + 10 / 90 ≒ 0.28
令和3年8月18日	不検出	不検出	10 / 60 + 10 / 90 ≒ 0.28
令和3年9月15日	不検出	不検出	10 / 60 + 10 / 90 ≒ 0.28

平均濃度 = (0.28 + 0.28 + 0.28) ÷ 3 = 0.28 ≤ 1 管理基準値以下

※ 処分場内において、放射性物質を吸着させる土壌層の敷きこみ厚を計80cmとし(国のガイドラインでは50cm以上)、放射性物質濃度の低減に努めます。

● うらわ フェニックス

単位:ベクレル毎リットル

測定年月日	測定物	セシウム134	セシウム137
令和3年9月14日	放流水	不検出	不検出

周縁地下水の放射性物質測定結果について(9月分)

1. 測定対象	処分場の外に設けた、観測井戸の地下水(周縁地下水)に含まれる放射性物質
2. 測定方法	月に1回、専門業者による分析測定(検出下限値1~2ベクレル毎リットルにて分析)
3. 基準値	放射性セシウムの値が異常値でないこと (環境省 放射能濃度等測定方法ガイドライン第2版 より)

● 環境広場

単位:ベクレル毎リットル

測定年月日	測定物	セシウム134	セシウム137
令和3年9月8日	上流側周縁地下水	不検出	不検出
令和3年9月8日	下流側周縁地下水	不検出	不検出

● うらわ フェニックス

単位:ベクレル毎リットル

測定年月日	測定物	セシウム134	セシウム137
令和3年9月7日	上流側周縁地下水	不検出	不検出
令和3年9月7日	下流側周縁地下水	不検出	不検出

空間放射線量測定結果について(10月分)

1. 測定場所	処分場境界線の東、西、南、北及び敷地境界内で処分場から離れた場所 (バックグラウンド)
2. 測定方法	週に1回、各測定場所において、60秒測定×5回の平均値をもって、測定結果とする。
3. 測定器	ラディ 1000 (ホリバ製)
4. 基準値	測定高さ 地上1mで、0.23 マイクロシーベルト毎時 (さいたま市 放射線量の高い箇所への対応方針 より)

● 環境広場

測定高さ 地上1m、単位: マイクロシーベルト毎時

測定年月日	東側	西側	南側	北側	バックグラウンド
令和3年10月8日	0.07	0.06	0.05	0.07	0.05
令和3年10月15日	0.07	0.06	0.05	0.07	0.05
令和3年10月22日	0.08	0.07	0.06	0.07	0.06
令和3年10月29日	0.07	0.06	0.06	0.06	0.05

● うらわ フェニックス

測定高さ 地上1m、単位: マイクロシーベルト毎時

測定年月日	東側	西側	南側	北側	バックグラウンド
令和3年10月6日	0.05	0.07	0.05	0.06	0.05
令和3年10月13日	0.06	0.07	0.05	0.06	0.05
令和3年10月20日	0.05	0.07	0.05	0.06	0.04
令和3年10月27日	0.05	0.07	0.05	0.05	0.05

放流水の放射性物質測定結果について(10月分)

1. 測定対象	処分場に雨水が浸透して溜まる汚水(浸出水)を水処理施設で浄化し、川に放流する水(放流水)に含まれる放射性物質
2. 測定方法	月に1回、専門業者による分析測定(検出下限値10ベクレル毎リットルにて分析)
3. 基準値*	セシウム134:60ベクレル毎リットル、セシウム137:90ベクレル毎リットル (環境省 放射能濃度等測定方法ガイドライン第2版 公共の水域の濃度限度 より)

※ 放射性物質汚染対処特別措置法では、特定産業廃棄物や特定一般廃棄物を処分する最終処分場に対する維持管理基準として、周辺の公共用水域における3か月間の放射性物質の平均濃度に基準値を定めており、最終処分場の放流水や浸出水に対しては直接の基準値は設定されていません。

その管理基準は、周辺の公共用水域における放射性物質の3か月間の平均濃度について、下記の式により算出した値が1を超えないよう、放流水の濃度を監視するよう定められています。

$$\frac{\text{セシウム134の濃度 (Bq/L)}}{60 \text{ (Bq/L)}} + \frac{\text{セシウム137の濃度 (Bq/L)}}{90 \text{ (Bq/L)}} \leq 1$$

● 環境広場

単位:ベクレル毎リットル

測定年月日	測定物	セシウム134	セシウム137
令和3年10月13日	放流水	不検出	不検出

直近3か月	Cs134(Bq/L)	Cs137(Bq/L)	
令和3年8月18日	不検出	不検出	10 / 60 + 10 / 90 ≒ 0.28
令和3年9月15日	不検出	不検出	10 / 60 + 10 / 90 ≒ 0.28
令和3年10月13日	不検出	不検出	10 / 60 + 10 / 90 ≒ 0.28

平均濃度 = (0.28 + 0.28 + 0.28) ÷ 3 = 0.28 ≤ 1 管理基準値以下

※ 処分場内において、放射性物質を吸着させる土壌層の敷きこみ厚を計80cmとし(国のガイドラインでは50cm以上)、放射性物質濃度の低減に努めます。

● うらわ フェニックス

単位:ベクレル毎リットル

測定年月日	測定物	セシウム134	セシウム137
令和3年10月19日	放流水	不検出	不検出

周縁地下水の放射性物質測定結果について(10月分)

1. 測定対象	処分場の外に設けた、観測井戸の地下水(周縁地下水)に含まれる放射性物質
2. 測定方法	月に1回、専門業者による分析測定(検出下限値1~2ベクレル毎リットルにて分析)
3. 基準値	放射性セシウムの値が異常値でないこと (環境省 放射能濃度等測定方法ガイドライン第2版 より)

● 環境広場

単位:ベクレル毎リットル

測定年月日	測定物	セシウム134	セシウム137
令和3年10月6日	上流側周縁地下水	不検出	不検出
令和3年10月6日	下流側周縁地下水	不検出	不検出

● うらわ フェニックス

単位:ベクレル毎リットル

測定年月日	測定物	セシウム134	セシウム137
令和3年10月12日	上流側周縁地下水	不検出	不検出
令和3年10月12日	下流側周縁地下水	不検出	不検出

空間放射線量測定結果について(11月分)

1. 測定場所	処分場境界線の東、西、南、北及び敷地境界内で処分場から離れた場所 (バックグラウンド)
2. 測定方法	週に1回、各測定場所において、60秒測定×5回の平均値をもって、測定結果とする。
3. 測定器	ラディ 1000 (ホリバ製)
4. 基準値	測定高さ 地上1mで、0. 23 マイクロシーベルト毎時 (さいたま市 放射線量の高い箇所への対応方針 より)

● 環境広場

測定高さ 地上1m、単位: マイクロシーベルト毎時

測定年月日	東側	西側	南側	北側	バックグラウンド
令和3年11月5日	0.07	0.07	0.05	0.06	0.05
令和3年11月12日	0.07	0.06	0.05	0.07	0.05
令和3年11月19日	0.08	0.07	0.06	0.07	0.05
令和3年11月26日	0.08	0.06	0.06	0.06	0.05

● うらわ フェニックス

測定高さ 地上1m、単位: マイクロシーベルト毎時

測定年月日	東側	西側	南側	北側	バックグラウンド
令和3年11月2日	0.05	0.07	0.05	0.05	0.04
令和3年11月10日	0.05	0.07	0.05	0.05	0.05
令和3年11月16日	0.05	0.07	0.05	0.05	0.05
令和3年11月24日	0.05	0.07	0.05	0.06	0.04

放流水の放射性物質測定結果について(11月分)

1. 測定対象	処分場に雨水が浸透して溜まる汚水(浸出水)を水処理施設で浄化し、川に放流する水(放流水)に含まれる放射性物質
2. 測定方法	月に1回、専門業者による分析測定(検出下限値10ベクレル毎リットルにて分析)
3. 基準値*	セシウム134:60ベクレル毎リットル、セシウム137:90ベクレル毎リットル (環境省 放射能濃度等測定方法ガイドライン第2版 公共の水域の濃度限度 より)

※ 放射性物質汚染対処特別措置法では、特定産業廃棄物や特定一般廃棄物を処分する最終処分場に対する維持管理基準として、周辺の公共用水域における3か月間の放射性物質の平均濃度に基準値を定めており、最終処分場の放流水や浸出水に対しては直接の基準値は設定されていません。

その管理基準は、周辺の公共用水域における放射性物質の3か月間の平均濃度について、下記の式により算出した値が1を超えないよう、放流水の濃度を監視するよう定められています。

$$\frac{\text{セシウム134の濃度 (Bq/L)}}{60 \text{ (Bq/L)}} + \frac{\text{セシウム137の濃度 (Bq/L)}}{90 \text{ (Bq/L)}} \leq 1$$

● 環境広場

単位:ベクレル毎リットル

測定年月日	測定物	セシウム134	セシウム137
令和3年11月17日	放流水	不検出	不検出

直近3か月	Cs134(Bq/L)	Cs137(Bq/L)	
令和3年9月15日	不検出	不検出	10 / 60 + 10 / 90 ≒ 0.28
令和3年10月13日	不検出	不検出	10 / 60 + 10 / 90 ≒ 0.28
令和3年11月17日	不検出	不検出	10 / 60 + 10 / 90 ≒ 0.28

$$\text{平均濃度} = (0.28 + 0.28 + 0.28) \div 3 = 0.28 \leq 1 \text{ 管理基準値以下}$$

※ 処分場内において、放射性物質を吸着させる土壌層の敷きこみ厚を計80cmとし(国のガイドラインでは50cm以上)、放射性物質濃度の低減に努めます。

● うらわ フェニックス

単位:ベクレル毎リットル

測定年月日	測定物	セシウム134	セシウム137
令和3年11月16日	放流水	不検出	不検出

周縁地下水の放射性物質測定結果について(11月分)

1. 測定対象	処分場の外に設けた、観測井戸の地下水(周縁地下水)に含まれる放射性物質
2. 測定方法	月に1回、専門業者による分析測定(検出下限値1~2ベクレル毎リットルにて分析)
3. 基準値	放射性セシウムの値が異常値でないこと (環境省 放射能濃度等測定方法ガイドライン第2版 より)

● 環境広場

単位:ベクレル毎リットル

測定年月日	測定物	セシウム134	セシウム137
令和3年11月10日	上流側周縁地下水	不検出	不検出
令和3年11月10日	下流側周縁地下水	不検出	不検出

● うらわ フェニックス

単位:ベクレル毎リットル

測定年月日	測定物	セシウム134	セシウム137
令和3年11月9日	上流側周縁地下水	不検出	不検出
令和3年11月9日	下流側周縁地下水	不検出	不検出

空間放射線量測定結果について(12月分)

1. 測定場所	処分場境界線の東、西、南、北及び敷地境界内で処分場から離れた場所 (バックグラウンド)
2. 測定方法	週に1回、各測定場所において、60秒測定×5回の平均値をもって、測定結果とする。
3. 測定器	ラディ 1000 (ホリバ製)
4. 基準値	測定高さ 地上1mで、0.23 マイクロシーベルト毎時 (さいたま市 放射線量の高い箇所への対応方針 より)

● 環境広場

測定高さ 地上1m、単位: マイクロシーベルト毎時

測定年月日	東側	西側	南側	北側	バックグラウンド
令和3年12月3日	0.07	0.06	0.06	0.07	0.06
令和3年12月10日	0.08	0.06	0.05	0.07	0.05
令和3年12月17日	0.08	0.08	0.06	0.07	0.06
令和3年12月24日	0.08	0.06	0.05	0.06	0.05

● うらわ フェニックス

測定高さ 地上1m、単位: マイクロシーベルト毎時

測定年月日	東側	西側	南側	北側	バックグラウンド
令和3年12月1日	0.05	0.07	0.05	0.05	0.05
令和3年12月8日	0.06	0.08	0.06	0.07	0.05
令和3年12月15日	0.05	0.07	0.05	0.06	0.04
令和3年12月22日	0.05	0.06	0.05	0.06	0.04
令和3年12月29日	0.05	0.07	0.05	0.05	0.04

放流水の放射性物質測定結果について(12月分)

1. 測定対象	処分場に雨水が浸透して溜まる汚水(浸出水)を水処理施設で浄化し、川に放流する水(放流水)に含まれる放射性物質
2. 測定方法	月に1回、専門業者による分析測定(検出下限値10ベクレル毎リットルにて分析)
3. 基準値*	セシウム134:60ベクレル毎リットル、セシウム137:90ベクレル毎リットル (環境省 放射能濃度等測定方法ガイドライン第2版 公共の水域の濃度限度 より)

※ 放射性物質汚染対処特別措置法では、特定産業廃棄物や特定一般廃棄物を処分する最終処分場に対する維持管理基準として、周辺の公共用水域における3か月間の放射性物質の平均濃度に基準値を定めており、最終処分場の放流水や浸出水に対しては直接の基準値は設定されていません。

その管理基準は、周辺の公共用水域における放射性物質の3か月間の平均濃度について、下記の式により算出した値が1を超えないよう、放流水の濃度を監視するよう定められています。

$$\frac{\text{セシウム134の濃度 (Bq/L)}}{60 \text{ (Bq/L)}} + \frac{\text{セシウム137の濃度 (Bq/L)}}{90 \text{ (Bq/L)}} \leq 1$$

● 環境広場

単位:ベクレル毎リットル

測定年月日	測定物	セシウム134	セシウム137
令和3年12月15日	放流水	不検出	不検出

直近3か月	Cs134(Bq/L)	Cs137(Bq/L)	
令和3年10月13日	不検出	不検出	10 / 60 + 10 / 90 ≒ 0.28
令和3年11月17日	不検出	不検出	10 / 60 + 10 / 90 ≒ 0.28
令和3年12月15日	不検出	不検出	10 / 60 + 10 / 90 ≒ 0.28

$$\text{平均濃度} = (0.28 + 0.28 + 0.28) \div 3 = 0.28 \leq 1 \text{ 管理基準値以下}$$

※ 処分場内において、放射性物質を吸着させる土壌層の敷きこみ厚を計80cmとし(国のガイドラインでは50cm以上)、放射性物質濃度の低減に努めます。

● うらわ フェニックス

単位:ベクレル毎リットル

測定年月日	測定物	セシウム134	セシウム137
令和3年12月14日	放流水	不検出	不検出

周縁地下水の放射性物質測定結果について(12月分)

1. 測定対象	処分場の外に設けた、観測井戸の地下水(周縁地下水)に含まれる放射性物質
2. 測定方法	月に1回、専門業者による分析測定(検出下限値1~2ベクレル毎リットルにて分析)
3. 基準値	放射性セシウムの値が異常値でないこと (環境省 放射能濃度等測定方法ガイドライン第2版 より)

● 環境広場

単位:ベクレル毎リットル

測定年月日	測定物	セシウム134	セシウム137
令和3年12月8日	上流側周縁地下水	不検出	不検出
令和3年12月8日	下流側周縁地下水	不検出	不検出

● うらわ フェニックス

単位:ベクレル毎リットル

測定年月日	測定物	セシウム134	セシウム137
令和3年12月7日	上流側周縁地下水	不検出	不検出
令和3年12月7日	下流側周縁地下水	不検出	不検出

空間放射線量測定結果について(1月分)

1. 測定場所	処分場境界線の東、西、南、北及び敷地境界内で処分場から離れた場所 (バックグラウンド)
2. 測定方法	週に1回、各測定場所において、60秒測定×5回の平均値をもって、測定結果とする。
3. 測定器	ラディ 1000 (ホリバ製)
4. 基準値	測定高さ 地上1mで、0.23 マイクロシーベルト毎時 (さいたま市 放射線量の高い箇所への対応方針 より)

● 環境広場

測定高さ 地上1m、単位: マイクロシーベルト毎時

測定年月日	東側	西側	南側	北側	バックグラウンド
令和4年1月7日	0.07	0.06	0.05	0.07	0.05
令和4年1月14日	0.08	0.06	0.06	0.06	0.05
令和4年1月21日	0.08	0.06	0.06	0.07	0.05
令和4年1月28日	0.08	0.07	0.06	0.07	0.06

● うらわ フェニックス

測定高さ 地上1m、単位: マイクロシーベルト毎時

測定年月日	東側	西側	南側	北側	バックグラウンド
令和4年1月5日	0.05	0.06	0.05	0.05	0.04
令和4年1月12日	0.05	0.07	0.06	0.06	0.05
令和4年1月19日	0.05	0.07	0.06	0.06	0.05
令和4年1月26日	0.05	0.07	0.05	0.05	0.05

放流水の放射性物質測定結果について(1月分)

1. 測定対象	処分場に雨水が浸透して溜まる汚水(浸出水)を水処理施設で浄化し、川に放流する水(放流水)に含まれる放射性物質
2. 測定方法	月に1回、専門業者による分析測定(検出下限値10ベクレル毎リットルにて分析)
3. 基準値*	セシウム134:60ベクレル毎リットル、セシウム137:90ベクレル毎リットル (環境省 放射能濃度等測定方法ガイドライン第2版 公共の水域の濃度限度 より)

※ 放射性物質汚染対処特別措置法では、特定産業廃棄物や特定一般廃棄物を処分する最終処分場に対する維持管理基準として、周辺の公共用水域における3か月間の放射性物質の平均濃度に基準値を定めており、最終処分場の放流水や浸出水に対しては直接の基準値は設定されていません。

その管理基準は、周辺の公共用水域における放射性物質の3か月間の平均濃度について、下記の式により算出した値が1を超えないよう、放流水の濃度を監視するよう定められています。

$$\frac{\text{セシウム134の濃度 (Bq/L)}}{60 \text{ (Bq/L)}} + \frac{\text{セシウム137の濃度 (Bq/L)}}{90 \text{ (Bq/L)}} \leq 1$$

● 環境広場

単位:ベクレル毎リットル

測定年月日	測定物	セシウム134	セシウム137
令和4年1月19日	放流水	不検出	不検出

直近3か月	Cs134(Bq/L)	Cs137(Bq/L)	
令和3年11月17日	不検出	不検出	10 / 60 + 10 / 90 ≒ 0.28
令和3年12月15日	不検出	不検出	10 / 60 + 10 / 90 ≒ 0.28
令和4年1月19日	不検出	不検出	10 / 60 + 10 / 90 ≒ 0.28
平均濃度 = (0.28 + 0.28 + 0.28) ÷ 3 = 0.28 ≤ 1 管理基準値以下			

※ 処分場内において、放射性物質を吸着させる土壌層の敷きこみ厚を計80cmとし(国のガイドラインでは50cm以上)、放射性物質濃度の低減に努めます。

● うらわ フェニックス

単位:ベクレル毎リットル

測定年月日	測定物	セシウム134	セシウム137
令和4年1月18日	放流水	不検出	不検出

周縁地下水の放射性物質測定結果について(1月分)

1. 測定対象	処分場の外に設けた、観測井戸の地下水(周縁地下水)に含まれる放射性物質
2. 測定方法	月に1回、専門業者による分析測定(検出下限値1~2ベクレル毎リットルにて分析)
3. 基準値	放射性セシウムの値が異常値でないこと (環境省 放射能濃度等測定方法ガイドライン第2版 より)

● 環境広場

単位:ベクレル毎リットル

測定年月日	測定物	セシウム134	セシウム137
令和4年1月12日	上流側周縁地下水	不検出	不検出
令和4年1月12日	下流側周縁地下水	不検出	不検出

● うらわ フェニックス

単位:ベクレル毎リットル

測定年月日	測定物	セシウム134	セシウム137
令和4年1月11日	上流側周縁地下水	不検出	不検出
令和4年1月11日	下流側周縁地下水	不検出	不検出

空間放射線量測定結果について(2月分)

1. 測定場所	処分場境界線の東、西、南、北及び敷地境界内で処分場から離れた場所 (バックグラウンド)
2. 測定方法	週に1回、各測定場所において、60秒測定×5回の平均値をもって、測定結果とする。
3. 測定器	ラディ 1000 (ホリバ製)
4. 基準値	測定高さ 地上1mで、0.23 マイクロシーベルト毎時 (さいたま市 放射線量の高い箇所への対応方針 より)

● 環境広場

測定高さ 地上1m、単位: マイクロシーベルト毎時

測定年月日	東側	西側	南側	北側	バックグラウンド
令和4年2月4日	0.08	0.06	0.06	0.07	0.05
令和4年2月10日	0.09	0.07	0.07	0.08	0.06
令和4年2月17日	0.08	0.06	0.05	0.07	0.05
令和4年2月25日	0.08	0.06	0.06	0.06	0.05

● うらわ フェニックス

測定高さ 地上1m、単位: マイクロシーベルト毎時

測定年月日	東側	西側	南側	北側	バックグラウンド
令和4年2月2日	0.05	0.07	0.05	0.06	0.04
令和4年2月10日	0.06	0.07	0.06	0.06	0.05
令和4年2月15日	0.05	0.07	0.06	0.05	0.04
令和4年2月22日	0.05	0.07	0.05	0.06	0.05

放流水の放射性物質測定結果について(2月分)

1. 測定対象	処分場に雨水が浸透して溜まる汚水(浸出水)を水処理施設で浄化し、川に放流する水(放流水)に含まれる放射性物質
2. 測定方法	月に1回、専門業者による分析測定(検出下限値10ベクレル毎リットルにて分析)
3. 基準値*	セシウム134:60ベクレル毎リットル、セシウム137:90ベクレル毎リットル (環境省 放射能濃度等測定方法ガイドライン第2版 公共の水域の濃度限度 より)

※ 放射性物質汚染対処特別措置法では、特定産業廃棄物や特定一般廃棄物を処分する最終処分場に対する維持管理基準として、周辺の公共用水域における3か月間の放射性物質の平均濃度に基準値を定めており、最終処分場の放流水や浸出水に対しては直接の基準値は設定されていません。

その管理基準は、周辺の公共用水域における放射性物質の3か月間の平均濃度について、下記の式により算出した値が1を超えないよう、放流水の濃度を監視するよう定められています。

$$\frac{\text{セシウム134の濃度 (Bq/L)}}{60 \text{ (Bq/L)}} + \frac{\text{セシウム137の濃度 (Bq/L)}}{90 \text{ (Bq/L)}} \leq 1$$

● 環境広場

単位:ベクレル毎リットル

測定年月日	測定物	セシウム134	セシウム137
令和4年2月9日	放流水	不検出	不検出

直近3か月	Cs134(Bq/L)	Cs137(Bq/L)	
令和3年12月15日	不検出	不検出	10 / 60 + 10 / 90 ≒ 0.28
令和4年1月19日	不検出	不検出	10 / 60 + 10 / 90 ≒ 0.28
令和4年2月9日	不検出	不検出	10 / 60 + 10 / 90 ≒ 0.28

平均濃度 = (0.28 + 0.28 + 0.28) ÷ 3 = 0.28 ≤ 1 管理基準値以下

※ 処分場内において、放射性物質を吸着させる土壌層の敷きこみ厚を計80cmとし(国のガイドラインでは50cm以上)、放射性物質濃度の低減に努めます。

● うらわ フェニックス

単位:ベクレル毎リットル

測定年月日	測定物	セシウム134	セシウム137
令和4年2月15日	放流水	不検出	不検出

周縁地下水の放射性物質測定結果について(2月分)

1. 測定対象	処分場の外に設けた、観測井戸の地下水(周縁地下水)に含まれる放射性物質
2. 測定方法	月に1回、専門業者による分析測定(検出下限値1~2ベクレル毎リットルにて分析)
3. 基準値	放射性セシウムの値が異常値でないこと (環境省 放射能濃度等測定方法ガイドライン第2版 より)

● 環境広場

単位:ベクレル毎リットル

測定年月日	測定物	セシウム134	セシウム137
令和4年2月2日	上流側周縁地下水	不検出	不検出
令和4年2月2日	下流側周縁地下水	不検出	不検出

● うらわ フェニックス

単位:ベクレル毎リットル

測定年月日	測定物	セシウム134	セシウム137
令和4年2月8日	上流側周縁地下水	不検出	不検出
令和4年2月8日	下流側周縁地下水	不検出	不検出

空間放射線量測定結果について(3月分)

1. 測定場所	処分場境界線の東、西、南、北及び敷地境界内で処分場から離れた場所 (バックグラウンド)
2. 測定方法	週に1回、各測定場所において、60秒測定×5回の平均値をもって、測定結果とする。
3. 測定器	ラディ 1000 (ホリバ製)
4. 基準値	測定高さ 地上1mで、0.23 マイクロシーベルト毎時 (さいたま市 放射線量の高い箇所への対応方針 より)

● 環境広場

測定高さ 地上1m、単位: マイクロシーベルト毎時

測定年月日	東側	西側	南側	北側	バックグラウンド
令和4年3月4日	0.07	0.06	0.06	0.07	0.05
令和4年3月11日	0.07	0.06	0.06	0.06	0.05
令和4年3月17日	0.07	0.06	0.06	0.07	0.05
令和4年3月24日	0.07	0.06	0.05	0.06	0.05
令和4年3月30日	0.07	0.06	0.06	0.07	0.05

● うらわ フェニックス

測定高さ 地上1m、単位: マイクロシーベルト毎時

測定年月日	東側	西側	南側	北側	バックグラウンド
令和4年3月2日	0.05	0.07	0.05	0.05	0.04
令和4年3月9日	0.05	0.07	0.05	0.05	0.05
令和4年3月16日	0.05	0.07	0.05	0.06	0.05
令和4年3月23日	0.05	0.07	0.05	0.06	0.05
令和4年3月30日	0.05	0.07	0.05	0.06	0.04

放流水の放射性物質測定結果について(3月分)

1. 測定対象	処分場に雨水が浸透して溜まる汚水(浸出水)を水処理施設で浄化し、川に放流する水(放流水)に含まれる放射性物質
2. 測定方法	月に1回、専門業者による分析測定(検出下限値10ベクレル毎リットルにて分析)
3. 基準値*	セシウム134:60ベクレル毎リットル、セシウム137:90ベクレル毎リットル (環境省 放射能濃度等測定方法ガイドライン第2版 公共の水域の濃度限度 より)

※ 放射性物質汚染対処特別措置法では、特定産業廃棄物や特定一般廃棄物を処分する最終処分場に対する維持管理基準として、周辺の公共用水域における3か月間の放射性物質の平均濃度に基準値を定めており、最終処分場の放流水や浸出水に対しては直接の基準値は設定されていません。

その管理基準は、周辺の公共用水域における放射性物質の3か月間の平均濃度について、下記の式により算出した値が1を超えないよう、放流水の濃度を監視するよう定められています。

$$\frac{\text{セシウム134の濃度 (Bq/L)}}{60 \text{ (Bq/L)}} + \frac{\text{セシウム137の濃度 (Bq/L)}}{90 \text{ (Bq/L)}} \leq 1$$

● 環境広場

単位:ベクレル毎リットル

測定年月日	測定物	セシウム134	セシウム137
令和4年3月9日	放流水	不検出	不検出

直近3か月	Cs134(Bq/L)	Cs137(Bq/L)	
令和4年1月19日	不検出	不検出	10 / 60 + 10 / 90 ≒ 0.28
令和4年2月9日	不検出	不検出	10 / 60 + 10 / 90 ≒ 0.28
令和4年3月9日	不検出	不検出	10 / 60 + 10 / 90 ≒ 0.28

平均濃度 = (0.28 + 0.28 + 0.28) ÷ 3 = 0.28 ≤ 1 管理基準値以下

※ 処分場内において、放射性物質を吸着させる土壌層の敷きこみ厚を計80cmとし(国のガイドラインでは50cm以上)、放射性物質濃度の低減に努めます。

● うらわ フェニックス

単位:ベクレル毎リットル

測定年月日	測定物	セシウム134	セシウム137
令和4年3月11日	放流水	不検出	不検出

周縁地下水の放射性物質測定結果について(3月分)

1. 測定対象	処分場の外に設けた、観測井戸の地下水(周縁地下水)に含まれる放射性物質
2. 測定方法	月に1回、専門業者による分析測定(検出下限値1~2ベクレル毎リットルにて分析)
3. 基準値	放射性セシウムの値が異常値でないこと (環境省 放射能濃度等測定方法ガイドライン第2版 より)

● 環境広場

単位:ベクレル毎リットル

測定年月日	測定物	セシウム134	セシウム137
令和4年3月2日	上流側周縁地下水	不検出	不検出
令和4年3月2日	下流側周縁地下水	不検出	不検出

● うらわ フェニックス

単位:ベクレル毎リットル

測定年月日	測定物	セシウム134	セシウム137
令和4年3月1日	上流側周縁地下水	不検出	不検出
令和4年3月1日	下流側周縁地下水	不検出	不検出